第1-2 消防用設備等の設置単位について(図解)

1 建築物相互が渡り廊下で接続される場合の取扱い要件

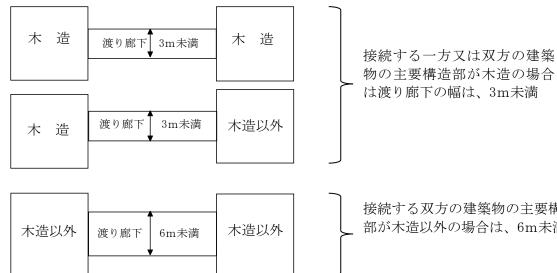
(1)使用方法

- 通行又は運搬の用途以外に供しないこと。
- 可燃性物品等の存置その他の通行上支障がないこと。



このような場合は認められない。

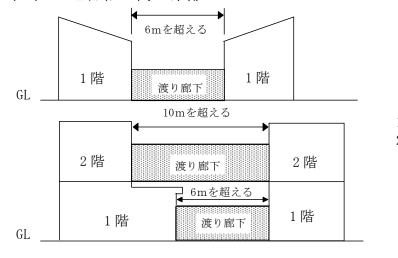
(2) 渡り廊下の幅員



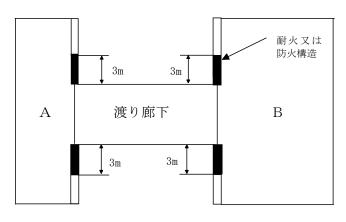
物の主要構造部が木造の場合 は渡り廊下の幅は、3m未満

接続する双方の建築物の主要構造 部が木造以外の場合は、6m未満

(3) 建物相互間の距離

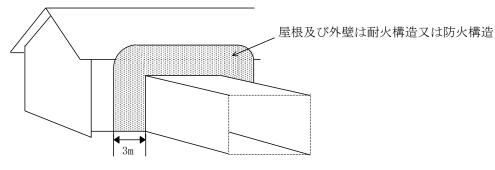


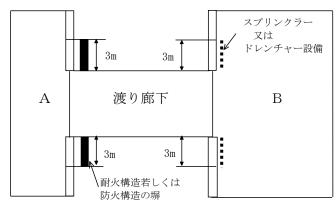
1 階部分>6m 2 階部分>10m



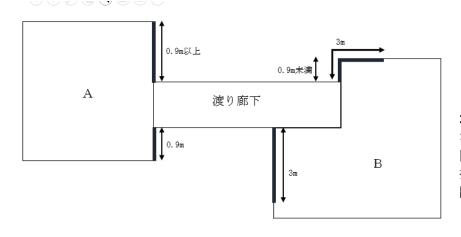
- (4) 前記(3)に適合しないものであっても、次のア〜ウに該当する場合は、(3)と同等の取扱いとする。
 - ア 接続される建築物、A・Bの外壁・屋根は、それぞれ3m以内の部分は、次の(ア)又は(イ)によること。
 - (ア)耐火構造又は防火構造であること。

(ア) の例



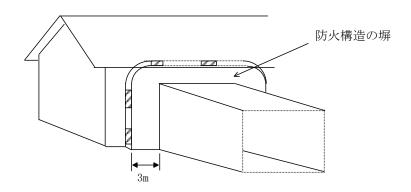


(イ)耐火構造若しくは防火構造の塀又は スプリンクラー設備、若しくはドレン チャー設備で有効な 延焼防止措置 がなされていること。

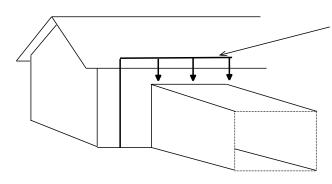


なお、渡り廊下の接続部分から3m以内の範囲は、原則として、渡り廊下の存する側以外の面には回り込まないこと。(渡り廊下の接続部分から、幅90cm以上の距離を有する場合)

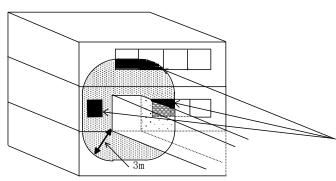
(イ) の例1



(イ)の例2



スプリンクラー設備(閉鎖型ヘッド) 又はドレンチャー設備

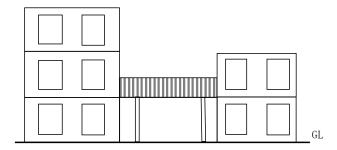


イ アの外壁、屋根(接続部分より3 m以内に限る)には開口部がない こと。

ただし、合計 4 ㎡以内の大きさで、防火設備である防火戸を設ける場合はこの限りでない。

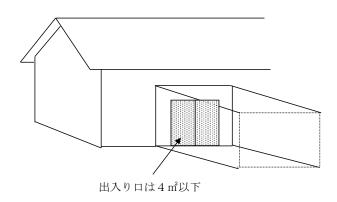
合計は、4 m²以内

開放式の場合



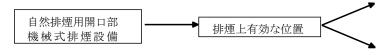
- ウ 渡り廊下は次の(ア)又は(イ) によること。
- (ア) 吹き抜け等開放式であること。

非開放の場合



- (イ) 開放式以外は $a \sim c$ までに 適合のこと。
 - a 構造耐力上主要な部分の構造
 - (a)鉄骨造
 - (b)鉄筋コンクリート造
 - (c) 鉄骨鉄筋コンクリート造 その他の部分は準不燃材料で造る
 - b 両端の接続部出入口の構造
 - (a)面積≦4 m²
 - (b)防火設備である防火戸
 - (c)自動閉鎖装置付又は煙感知器連動閉鎖

排煙



手動

火災の際容易に接近できる位置から手動 で開放できること

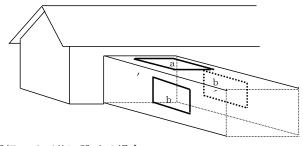
自動

煙感知器連動で開放できること。

c 自然排煙用開口部または機械排煙設備を 有効に設け手動または煙感知器と連動し て開放できること。

ただし、スプリンクラー設備又はドレンチャー設備を設けるときはこの限りではない。

● 自然排煙用開口部



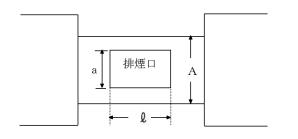
開口部の面積

a + b + b ´=1 m²以上

外壁に設ける開口部

両面に設置

屋根又は天井に設ける場合

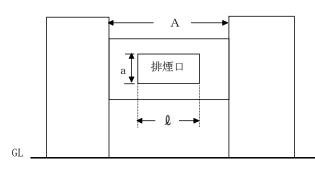


廊下の幅員の1/3以上の幅で長さは1m以上

 $\mathbf{Q} \geq 1 \, \mathrm{m}$

 $a \ge 1/3A$

外壁に設ける場合



その両端に廊下の1/3以上の長さで高さ1m以上

 $\mathbf{Q} \ge 1/3\mathbf{A}$

 $a \geqq 1\text{m}$

● 機械排煙設備

- ・渡り廊下内の煙を有効、かつ、安全に外部へ排除できるもの。
- ・電気で作動させるものには非常電源を附置していること。

2 地下連絡路で接続される場合の取扱い要件

建築物と建築物が地下連絡路で接続されている場合、次の各号に適合するものは、別棟として取り扱う。

(1)接続される建築物の主要構造部

接続される建築物又は地下連絡路が接続される階の部分の主要構造部は、耐火構造造であること。

(2) 地下連絡路の使用方法

ア 通行又は運搬の用途以外に供しないこと。

イ 可燃性物品等の存置その他の通行上の支障がないこと。

(3) 地下連絡路の構造等

耐火構造とし、かつ、その天井及び壁並びに床の仕上げ材料及びその下地材料は、不燃材料であること。

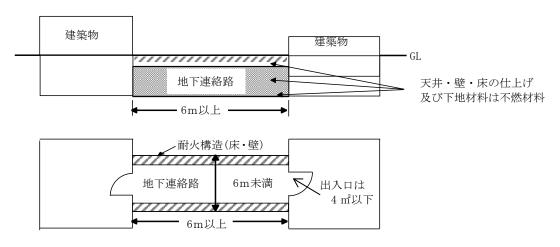
(4) 地下連絡路の長さ

地下連絡路の接続する両端の出入口に設けられた防火戸相互の間隔は、6m以上であること。ただし、双方の接続部分にスプリンクラー設備(閉鎖型)又は、ドレンチャー設備を設けた場合、6m未満とすることができる。

また、地下連絡路の長さは、地下連絡路の幅員の長さ以上で、かつ、双方の接続部に設ける防火戸が有効に開放することができる距離以上とすること。

(5) 地下連絡路の幅員

地下連絡路の幅員は、6m未満であること。ただし、双方の接続部分にスプリンクラー設備(閉鎖型)又は、ドレンチャー設備を設けた場合、6m以上とすることができる。



スプリンクラー設備又はドレンチャー設備を設けた場合 スプリンクラー設備又はドレンチャー設備



- (6) **建築物と地下連絡路の区画**(地下連絡路の両端の出入口の部分を除く。) 開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。
- (7) 地下連絡路の両端の出入口

ア 出入口の開口部の面積は、4 ㎡以下であること。

イ 出入口には、特定防火設備である防火戸で随時開くことができる自動閉鎖装置付き のもの又は、随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するも のが設けられていること。

(8) 地下連絡路の排煙設備

7 1、(4)、ウ、(イ)機械排煙設備の規定を準用すること。

イ 排煙設備の設置免除の条件

閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備が設けられていること。

3 洞道で接続される場合

洞道とは、換気、暖房又は冷房の設備の風道、給配水管、配電管等の配管類、電線類その他これらに類するものを布設するためのものをいう。

(1) **建築物と洞道の接続部**(洞道が接続されている部分の開口部及び洞道の点検又は換気のための開口部を除く。)

開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。

(2) 洞道の構造等

洞道は耐火構造または防火構造とし、洞道内の仕上材料及び下地材料は、不燃材料であること。

(3) 洞道内の風道、配管、配線等の貫通部

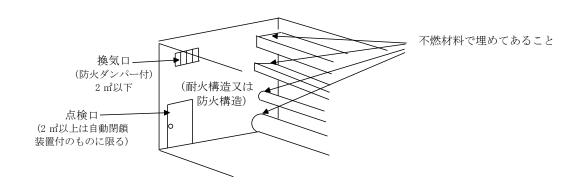
ア 不燃材料で埋め戻しすること。

イ 洞道の長さが 20mを超える場合は、アによらないことができる。

- (4) 点検口(建築物内に設けられているものに限る。)
 - ア (1)の点検のための開口部は、防火戸が設けられていること。

イ 開口部の面積が2m以上のものにあっては、自動閉鎖装置付きのものに限る。

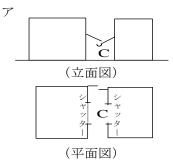
- (5) 換気口(建築物内に設けられているものに限る。)
 - ア (1)の換気のための開口部は、2㎡以下とすること。
 - イ 換気口が常時開放状態にあるものにあっては、防火ダンパーが設けられていること。



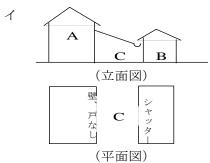
4 庇、軒先等が重なり又は接している場合

下図ア〜エのように庇が重なっているだけの場合や、接しているだけの場合等、建築物相互が構造的に結合されていない場合はA棟、B棟とも別棟として取り扱う。

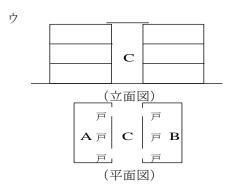
ただし、庇等が相互の建築物にビス等で固定され、又は溶接されている等、構造的に結合 している場合は、1棟とする。



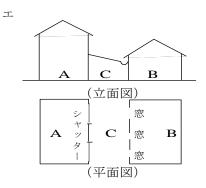
C部分は、貨物の積みおろし場に使用 されている。



建具製作所で、作業工程上 A、C、B 部分が関連している。



C部分はA、B棟に出入りする者の通路のみに使用されている。



A、C は、一体として使われている。 B、C 間は往来できない。